

実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対する意見

2022 年 5 月 19 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（範囲に関する質問）

本公開草案の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意 見】

同意する。ただし、本公開草案の範囲に含めず、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）で扱うこととした論点（論点整理第 40 項）を本公開草案の第 22 項において明確化すべきである。

（理 由）

本公開草案第 22 項において、「電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本実務対応報告では取り扱わず、前項の論点整理の中で併せて関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を判断することとした。」とされている。しかし、「一部の論点」が何か明記されていない。

この点、論点整理第 40 項において、本公開草案では以下の論点を取り扱っていない旨を記載している。

- (1) 株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理
- (2) 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されときの会計処理
- (3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理
- (4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理

上記の具体的に取り扱わなかった論点を、本公開草案の 22 項において明確化すべきものとする。

質問 2（電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する質問）

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問 3（電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する質問）

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）等の定めに従うという方向性に同意する。ただし、金融商品会計基準、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「信託報告」という。）における定めに対して、本公開草案において別途の取扱いを定めている部分がより明確となるように、記載の仕方を検討すべきである。

（理由）

本公開草案第 8 項から第 10 項において、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合については、「発生及び消滅の認識」及び「貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理」に関して金融商品会計基準及び金融商品実務指針との関係が規定されており、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合については、「会計処理」に関して金融商品実務指針と信託報告との関係が規定されている。

例えば、本公開草案の規定に基づく、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の買戻条件付売却の場合は、第 8 項ただし書きの記載により消滅の認識がなされるものと解釈される可能性があるが、金融商品会計基準等の定めに従うと、消滅の認識がなされない可能性があるため、金融商品会計基準等の定めによるべき処理の明確化が必要である。

このような懸念を生じさせないようにするため、金融商品会計基準等における定めに対して、本公開草案において別途の取扱いを定めている部分がより明確となるように記載の仕方を検討すべきである。

具体的には、金融商品会計基準等が既に実務に浸透していることを鑑みると、「電子記録移転有価証券表示権利等」に特有の「約定日」を「売買契約を締結した時点」、受渡日を「電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点」、「通常の期間」を「短期間」と読み替えて、それ以外は、電子記録移転有価証券表示権利等が表示する権利

の内容（投資事業有限責任組合契約に基づく権利など）に応じて金融商品会計基準等に従って会計処理を行うというような定め方のほうが理解しやすいと考えられる。

質問 4（開示に関する質問）

本公開草案の表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意 見】

同意する。

質問 5（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意 見】

同意する。

質問 6（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意 見】

コメントなし

以 上